

東京都消費生活基本計画の改定（体系）

東京都消費生活基本計画の体系（中間のまとめ）

重点施策

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 重点施策1 悪質事業者の取締りと市場からの排除 | 重点施策3 消費生活に関連する情報の戦略的な収集と発信 |
| 重点施策2 消費者教育の推進 | 重点施策4 東京都消費生活総合センターの機能の充実 |

政策課題と取組の方向性

- | | |
|---|--|
| <p>政策課題1 消費者被害の防止と救済</p> <ul style="list-style-type: none"> (1-1) 消費者被害の防止 (1-2) 消費者被害の救済 <p>政策課題2 悪質事業者の市場からの排除と取引の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> (2-1) 取締りの徹底 (2-2) 適正な指導等 <p>政策課題3 商品やサービスの安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (3-1) 安全な商品とサービスの確保 (3-2) インターネットの普及拡大に伴う安心の確保 (3-3) 誰もが安心できる消費生活の実現 (3-4) 生活関連商品や資源エネルギー等の価格変動への対応 (3-5) 震災時等における生活物資等の確保 | <p>政策課題4 「自ら考え行動する」消費者になるための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (4-1) 効果的な情報の発信 (4-2) 消費者教育の推進 (4-3) 消費者の組織的な活動への支援 (4-4) 持続可能な社会の実現に向けた支援 <p>政策課題5 多様な主体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> (5-1) 消費者の都政への参加・参画 (5-2) 消費者・消費者団体との連携 (5-3) 事業者団体等との連携 (5-4) 区市町村との連携 (5-5) 国との連携・働きかけ |
|---|--|

東京都消費生活基本計画の体系（答申案）

下線部は「中間のまとめ」からの変更点

重点施策

- | | |
|--|-----------------------------|
| 重点施策1 <u>高齢者・若者等を狙う悪質事業者の取締りと市場からの排除</u> | 重点施策3 消費生活に関連する情報の戦略的な収集と発信 |
| 重点施策2 <u>ライフステージに応じた消費者教育の推進</u> | 重点施策4 東京都消費生活総合センターの機能の充実 |

政策課題と取組の方向性

- | | |
|---|---|
| <p>政策課題1 消費者被害の防止と救済</p> <ul style="list-style-type: none"> (1-1) 消費者被害の防止 (1-2) 消費者被害の救済 <p>政策課題2 悪質事業者の市場からの排除と取引の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> (2-1) 取締りの徹底 (2-2) 適正な指導等 <p>政策課題3 商品やサービスの安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (3-1) 安全な商品とサービスの確保 (3-2) インターネットの普及拡大に伴う安心の確保 (3-3) 誰もが安心できる消費生活の実現 (3-4) 生活関連商品や資源エネルギー等の価格変動への対応 (3-5) 震災時等における生活物資等の確保 | <p>政策課題4 「自ら考え行動する」消費者になるための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (4-1) 効果的な情報の発信 (4-2) 消費者教育の推進 (4-3) 消費者の組織的な活動への支援 (4-4) 持続可能な社会の実現に向けた支援 <p>政策課題5 <u>消費者団体・事業者団体や区市町村等との連携強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (5-1) 消費者の都政への参加・参画 (5-2) 消費者・消費者団体との連携 (5-3) 事業者団体等との連携 (5-4) 区市町村との連携 (5-5) 国との連携・働きかけ |
|---|---|